

岐阜県公報

号外(三) 平成二十六年四月一日

目次

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行

に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める

規則の一部を改正する規則

告示

岐阜県表彰規程の一部改正

訓令

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規

程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する

訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十五号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表県民生活相談センターの項の次に次のように加える。

美術館	全職員
現代陶芸美術館	全職員

別表食肉衛生検査所の項の次に次のように加える。

動物愛護センター	全職員
----------	-----

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

区	分	定	数
知事直轄組織			四七人
総務部			三四三人
清流の国推進部			一八一人
危機管理部			六二人
環境生活部			二五七人
健康福祉部			七五六人
商工労働部（情報科学芸術大学院大学を除く。）			三三二人
農政部			七三七人
林政部			二五九人
県土整備部			五九八人
都市建築部（企業会計職員を除く。）			一五一人
出納事務局			三六人
計			三、七五九人
情報科学芸術大学院大学			二九人
都市建築部（企業会計職員に限る。）			六五人
計			九四人

合

計

三、八五三人

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十七年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表美術館長の項及び現代陶芸美術館長の項を削る。

第三条の表教育長の項中第二号から第十九号までを削り、第二十号を第二号とし、第二十一号を第三号とし、同号の次に次の九号を加える。

四 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号。

以下「公の施設条例」という。）第三条の二第三項の規定による岐阜県先端科学技術体験センター（以下「科学技術体験センター」という。）の指定管理者の指定に関すること。

五 公の施設条例第三条の二第四項の規定による科学技術体験センターの指定管理者の名称等の変更の届出の受付に関すること。

六 公の施設条例第三条の三の規定による科学技術体験センターの指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止に関すること。

七 公の施設条例第三条の五第一項第一号の規定による科学技術体験センターの使用の制限の承認に関すること。

八 公の施設条例第三条の六の規定による科学技術体験センターの事業計画書の受付に関すること。

九 公の施設条例第三条の七の規定による科学技術体験センターの管理業務の休止又は廃止の承認に関すること。

十 公の施設条例第六条の規定による科学技術体験センターの指定管理者に係る公示に関すること。

十一 公の施設条例別表第三岐阜県先端科学技術体験センター（以下この項において「センター」という。）の項第四欄に掲げる科学技術体験センターの臨時休館並びに休館日及び利用時間の変更の承認に関すること。

十二 第四号から前号までに掲げるもののほか、科学技術体験センターに関すること。
第三条の表教育長の項中第二十二号から第七十四号までを削り、第七十五号を第十三号とし、第七十六号から第七十九号までを六十二号ずつ繰り上げ、同項第八十号中「特別民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特別民法法人をいう。以下同じ。）」を削り、「（同法）」を「（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）」に改め、「（特別民法法人に関することにあつては、同法第四十七条に規定する行政庁が行うものに限る。）」を削り、同号を同項第十八号とし、同表警察本部長の項第四号中「特別民法法人」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

岐阜県特別表彰金支給規則（昭和四十三年岐阜県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第四項中「あてる」を「充てる」

に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 秘書政策審議監

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十九号

県の施設の名誉所長等に関する規則の一部を改正する規則

県の施設の名誉所長等に関する規則（昭和四十七年岐阜県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「秘書広報統括監又は危機管理統括監」を「秘書政策審議監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十号

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法に規定する特定事業主等を定める規則（平成十七年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県知事の項中「国際園芸アカデミー」を「美術館 現代陶芸美術館、国際園芸アカデミー」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百二十七号

岐阜県表彰規程（平成十一年岐阜県告示第七百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表中 「秘書広報統括監（秘書広報統括監を置かない場合にあつては、秘書広報総括

監）を 「総務部長」「秘書政策審議監」に改める。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員表彰規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員表彰規程（昭和二十九年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「こと」を「こと等」に改める。

第六条第一項中「秘書広報統括監、危機管理統括監」を「秘書政策審議監を含む。」に、「の長若しくは」を「」に改め、「事務所」の下に「を含む。」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県国民保護協議会の部委員の項中「危機管理統括監」を「危機管理部長」に改め、同部幹事の項中「危機管理課長」を削り、「総合政策課長」を「清流の国づくり政策課長、危機管理政策課長」に改め、「都市政策課長」の下に「出納管理課長」を加え、同表岐阜県防災会議の部委員の項中「危機管理統括監」を「危機管理部長」に改め、同部幹事の項中「危機管理課長、原子力防災室長、防災課長、消防課長」を削り、

「総合政策課長」を「清流の国づくり政策課長、危機管理政策課長、防災課長、消防課長」に改め、同表岐阜県消防・医療連携協議会の部及び岐阜県メディカルコントロール協議会の部中「危機管理統括監」を「危機管理部長」に改め、同表岐阜県交通安全対策会議の部幹事の項中「消防課長」を削り、「地域安全室長、男女参画青少年課長」を「消防課長、環境生活政策課長、私学振興・青少年課長」に改め、同表岐阜県水防協議会の部中「危機管理統括監」を「危機管理部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員研修規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員研修規程（昭和五十二年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 自主研修等 職員が職務に必要な知識、技能及び教養を自主的に習得し、その職務能力の向上を図ることを目的として行う研修、研究その他の取組をいう。

第三条第一項中「秘書広報統括監及び危機管理統括監」を「秘書政策審議監」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。
別表本庁の部知事直轄組織（秘書課、広報課及び行政管理課に限る。）の項を次のように改める。

知事直轄組織	秘書政策審議監	各	課	長
--------	---------	---	---	---

別表本庁の部知事直轄組織（危機管理課、原子力防災室、防災課及び消防課に限る。）の項を削り、同部中

総合企画部	総合企画部長	各
-------	--------	---

課長	を	課長
清流の国推進部	清流の国推進部長	各
危機管理部	危機管理部長	各

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任意務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「県政の総合的な企画及び調整」を「総務部」に改め、同号中口を削り、八を口とし、同条第二号イ中「危機管理」を「知事会及び地方分権」に、「総務部、総合企画部（知事会及び地方分権に関する事項に限る。）」を「危機管理部」に、「健康福祉部及び県土整備部」を「県土整備部及び都市建設部」に改め、同条第三号イ中「秘書、広報及び行政管理に関する事項に限る」を「知事会及び地方分権に関する事項を除く」に、「総合企画部（知事会及び地方分権に関する事項を除く。）」を「清流の国推進部、健康福祉部」に改め、「都市建設部」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社